

大雨により被災された皆様へのご相談・お手続きについて

今回、平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により被害を受けられた皆さまに
対しまして、下記のお手続きをさせていただくこととしましたので、お知らせいたします。

記

(1) 各種のご相談・お手続きについて

・貯金通帳、証書、キャッシュカード、お届け印を紛失された方は、貯金者ご本人であることを確認
のうえ、払戻しに対応させていただきます。また、定期性貯金の期限前払戻しについても、ご相談
を承ります。(ご本人さまを確認できる資料をできるだけお持ちください。)

・損傷した紙幣や貨幣の両替等は、窓口でお取扱いさせていただきます。

・その他、各種ご相談に対応させていただきます。

(2) 各種窓口

・当会本・支所及び代理店(漁協)窓口(別添「店舗営業状況」)

以上